

御浜町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金
(商工事業者向け) 支給要領

(目的)

第1条 御浜町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金(商工事業者向け)(以下「給付金」という。)は、令和4年1月21日から同年3月6日までの三重県まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた町内等の商工事業者に対して、事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

ア 令和4年1月31日以前から、町内で事業を営んでいる個人又は法人をいう。

イ 令和4年1月31日以前から、町外で事業を営んでいる、町内に居住し、住民票を有する個人をいう。

(対象事業者)

第3条 給付金の支給対象となる事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和4年1月31日以前から、町内で商工業を主として営んでいる個人又は法人

(2) 令和4年1月31日以前から、町外で商工業を主として営んでいる、町内に居住し、住民票を有する個人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、給付金の支給の対象としない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがない事業を実施している者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) 御浜町新型コロナウイルス感染症対応支援給付金(農林水産事業者向け)の支給決定を受ける又は受けた者。

(4) その他会長が適当でないと判断する事業を実施している者。

(支給額)

第4条 支給金の額は、1事業者当たり一律5万円とする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類をみえ熊野古道商工会御浜支所に提出しなければならない。ただし、申請時においてみえ熊野古道商工会員である申請者については(2)及び(3)の書類は省略可とする。

- (1) 支給申請書
- (2) 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- (3) 現に事業を営んでいることが分かる書類の写し(確定申告書等)
- (4) 振込先口座が確認できる書類(預金通帳の写し等)
- (5) 給付金に関するアンケート
- (6) その他会長が必要と認める書類

(支給決定及び通知)

第6条 会長は、支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは給付金の支給を決定し、申請者に通知するものとする。また、内容を審査のうえ適当と認められなかった場合は給付金の不支給を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の給付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(支給の決定の取り消し及び給付金の返還命令)

第7条 会長は、次の各号に掲げる場合には、前条の規定による支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定を受けた事業者が、前条2項に基づく会長の付した条件に違反した場合。
 - (2) 支給決定を受けた事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合。
- 2 会長は、前項の規定による支給の決定の取り消しを行った場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を付して給付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の規定により既に支給された給付金の返還を命じられた者は、会長にこれを返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。